

◇教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員が時間単位の介護休暇又は介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止することにしました。
- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪市条例第4号)の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、令和7年10月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)